

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準公開草案第 22 号「持分法に関する会計基準（案）」及び実務対応報告公開草案第 27 号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
（平成 19 年 11 月 14 日公表）

2. コメント募集期間

平成 19 年 11 月 14 日～平成 19 年 12 月 17 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」及び実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 20 年 3 月 10 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL2	大日本インキ化学工業株式会社 経理部
CL3	全国銀行協会
CL4	監査法人トーマツ テクニカルセンター
CL5	あらた監査法人 アカウンティング・サポート部
CL6	新日本監査法人 会計品質管理部
CL7	日本公認会計士協会
CL8	あずさ監査法人
CL9	社団法人 日本経済団体連合会 経済第二本部
CL10	社団法人 日本貿易会 経理委員会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	石王丸 周夫	
CL11	横山 明	公認会計士

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
持分法会計基準案 目的		
個別財務諸表上での持分法の取扱い	連結財務諸表と個別財務諸表との評価原則を首尾一貫させ、判りやすく持分法の適用を個別財務諸表にも適用できるようにすべきである。関連会社のみの場合、持分法の注記というの、個別・連結で会計基準が首尾一貫していないというのはおかしい。	本会計基準案は投資会社と持分法を適用する被投資会社の会計処理の統一を対象としており、個別財務諸表上での持分法の適用の論点は対象範囲外である（本会計基準案第 20 項、第 26 項参照）。
連結原則の改正の必要性	本基準適用された場合、最近の「純資産会計基準」の適用や連結株主資本等変動計算書の導入など新会計基準の制定や既存の会計基準の改廃を踏まえると、「連結財務諸表原則」及び「同注解」についてはその他の基準等が優先したり、齟齬を生じる箇所が相当多くなることから、早期に改正することを検討すべきである。	現在公表されている「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」において、連結財務諸表原則を含めた企業結合に関連する会計基準等の見直しが検討されており、この中で検討が行われることになると思われる。
持分法会計基準案 用語の定義		
「被投資会社の資本」の定義の明示 (基準案第 4 項)	会計基準案の第 4 項に「被投資会社の資本」という用語が使用されているが、その定義が既存の会計基準のどのパラグラフに載っているのかを明示したほうがよい。	コメントされた定義は、企業会計基準適用指針第 8 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」第 2 項(2)に記載されている。同指針は本会計基準案を適用する際の指針であり、その旨が本会計基準案第 2 項(3)に記されていることから、改めて明示する必要はないと考えられる。
持分法会計基準案 会計処理（被投資会社の財務諸表）		
連結決算手続上での会計処理の統一 (基準案第 9 項)	子会社とは違い、持分法適用関連会社については、個別財務諸表段階での会計処理の統一が難しい場合が相当多いと思われる。したがって、持分法適用関連会社については、個別財務諸表段階での会計処理の統一を必ずしも要求せず、連結決算手続上で会計処理の統一に必要な修正を行うことで十分であることとし、且つ、その旨を明記するよう検討してほしい。	本実務対応報告案「本実務対応報告の考え方(2)」に、個別財務諸表上で統一されていない場合、持分法の適用に際して修正を行えば足りる旨の記載があるが、本実務対応報告案は当面の取扱いを定めるものであるため、記載箇所が適当ではないとも考えられる。 コメントを踏まえ、本会計基準案第 24 項に同様の内容を加筆することとした。
決算日が連結決算日と異なる場合の取扱い	持分法適用関連会社の決算日が連結決算日と異なる場合の取扱いを、子会社と同様に定めるべきである。	本会計基準案は投資会社と持分法を適用する被投資会社の会計処理の統一を対象としており、決算日の相違に関する論点は対象範囲外である（本会計基準案第 20 項、第 26 項参照）。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
「連結調整勘定相当額」の「のれん」という表現への置換え (基準案第 11 項、第 12 項)	いわゆる投資差額について、従来、持分法の場合は「連結調整勘定相当額」という名称が使われており、連結の「連結調整勘定」と同様に会計処理するとされていたが、会計基準案では、「連結調整勘定相当額」、「連結調整勘定」といった区分を行わず、全て「のれん」と記述されている。しかし、貸借対照表における取扱い(持分法は簿外)、損益計算書における取扱い(持分法は償却額が持分法投資損益に含まれる)を考えると、例えば「のれん相当額」との表現を使用したほうが良いのではないか。	当委員会では、「企業結合に係る会計基準」が公表されて以降、従来「連結調整勘定相当額」としていた持分法の投資差額について、「のれん」という表現を使用している(「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」ほか)。また、国際的な会計基準と同様に、「のれん」と「のれん相当額」といった用語の区分も行っていない。こうしたことから、本会計基準案でも特段の修正は必要ないと考えられる。
持分法会計基準案 会計処理(関連会社等に該当しなくなった場合の会計処理)		
持分法から原価法になる場合の会計処理 (基準案第 15 項)	「個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する」のは日本の会計基準特有の処理だと思われる。現状では、米国基準(持分法の簿価を凍結)と国際会計基準(持分法から外れた日の Fair Value で再評価する方向)でも異なる処理になると認識しているが、今後国際的な会計基準間のコンバージェンスがなされるのであれば、そのときには当該項目もそれに合わせる形で見直すべきだと考える。	コメントの中で指摘されているとおり、国際的な会計基準間のコンバージェンスの動向などを踏まえた上で、将来的に「東京合意」に基づいたコンバージェンス・プロジェクトの中で見直しの必要性が検討されることになると考えられる。
「関連会社株式」の表現の見直し (基準案第 15 項)	本項の記載(「関連会社株式」)は、現行の連結財務諸表原則第四の八の 3 と同じではあるが、株式以外の出資形態(例えば出資金勘定…中国、オランダが多い)をとる関連会社も存在するため、「当該会社の株式」は「当該会社に対する投資」などの表現に変更することが適切である。	コメントを踏まえて、表現を変更した。
持分法会計基準案 開示		
持分法投資損益の表示区分の見直し (基準案第 17 項)	会計基準案では、「持分法による投資損益は、営業外収益または営業外費用区分に一括して表示するものとする。」としている。これについては、従来の損益計算書における表示方法と同様の取扱いであり、特に変更されていない。国際的なコンバージェンスを進めるにあたり、今回の会計基準案において、損益計算書のいずれの区分に表示するかについても検討してはどうか。	本会計基準案は持分法を適用する被投資会社の会計処理の原則及び手続の統一を行うために整備されたものであり、表示区分の見直しに関する論点は対象範囲外である(本会計基準案第 20 項、第 26 項参照)。 損益計算書の表示については、将来的に「東京合意」に基づいたコンバージェンス・プロジェクトの中で見直しの必要性が検討されることになると考えられる。
非連結子会社及び関連会社に対する投資金額の	非連結子会社及び関連会社に対する投資については、現行の連結財務諸表規則第 30 条 2 項では貸借対照表の注記事項としてのみ規定されている項目である。したがって、会計基準では「他の項目と区	後段での指摘のとおり、本会計基準案のこの開示の定めは、持分法の適用の有無にかかわらず、非連結子会社及び関連会社に対する投資に適用される。したがって、持分法の会計処理及び開示を定めた本会

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
注記の定め の削除 (基準案第 16 項)	分して記載する」ことを「注記による記載」と並列に規定しない方が良いのではないかと。 また、そもそも重要性によって持分法の適用対象としない非連結子会社及び関連会社があることから、「持分法に関する会計基準」の中で表示方法として規定すべきものではないとも考えられる。仮に、規定する場合、基準案が持分法を適用している非連結子会社・関連会社に対する投資のみの開示を求めているのであれば、その旨、必要性および現行規則(財規等)との整合性を明らかにすべきである。	計基準よりも、連結財務諸表原則にそのまま残すことが適当と考えられる。 コメントを踏まえ、この項を削除することとした。
持分法会計基準案 会計処理(重要性)		
重要性の原則を 本文に記載す べき (基準案第 25 項)	現行の「連結原則注解 17 持分法について(第四の八の 1)」における「ただし、重要性が乏しいものについては、これらの処理を行わないことができる。」といった規定が削除されているが、これは会計基準案における第 25 項に包含されたとの認識でよいのか確認したい。 また、第 25 項は、結論の背景の中で記述されているが、「重要性の原則の適用」というルールであることから本文に記載するのが適当と考える。	現行の連結原則(注解を含む)での持分法に関連する重要性の定めとしては、注解 17 のほか、注解 1 などが該当すると考えられる。会計基準案第 25 項の記載は、これらを包括的に定めた記載となっており、コメントされた注解 17 の趣旨を包含するものである。 また、重要性の原則については、会計基準の中に明示しなくとも当然に適用されるものであり、あえて本文に記載する必要性はないとも考えられることから、結論の背景に記載する文案を修正しないこととした。
表現の明確化の 必要性 (基準案第 25 項)	会計基準案第 25 項「重要性の原則の適用」の 2 行目において、「投資会社との会計処理の原則及び手続の統一」とあるが、「投資会社及び被投資会社の会計処理の原則及び手続の統一」としてはどうか。	コメントを踏まえ、修正を行った。
持分法会計基準案 適用時期等		
持分法に関する 会計基準は会計 方針の変更にあ たるか (基準案第 26 項)	会計基準案第 26 項では、「本会計基準の適用により、原則として新たな会計処理又は表示方法の採用が強制されることはないが、第 9 項の定めにより、被投資会社の会計処理の原則及び手続を投資会社と統一するために変更する場合は、連結財務諸表上、会計基準の変更に伴う会計方針の変更にあたることに留意が必要である。」とされているが、現状において会計方針として記載していない持分法に関する会計基準について「会計方針の変更」として記載することに違和感があることから、「会計方針の変更」として記載する背景の追	「会計方針の変更」とは、従来採用していた会計処理又は表示方法から他の会計処理又は方法に変更することをいい(監査委員会報告第 78 号)、会計方針として記載されているものに限られているわけではないため、公開草案のままとすることとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	加記載及び具体的な記載例を明示してはどうか。	
正当な理由 (基準案第 26 項)	被投資会社が投資会社に合せて会計処理の原則及び手続を変更した場合、被投資会社において「正当な理由」に基づく会計方針の変更として認められるものか明らかにして頂きたい。	正当な理由にあたるか否かの判断は、監査上の取扱いと考えられる。したがって、本会計基準案の中ではこうした判断の指針を示す追加的な記載を行わないこととした。
個別財務諸表における持分法損益等の注記 (基準案第 26 項)	会計基準案第 26 項に「個別財務諸表上において、持分法にかかる注記を行っている場合については、新会計基準の適用に伴う会計方針の変更にあたる」旨を追加してはどうか。	コメントを踏まえ、本会計基準案第 26 項の記載を修正し、連結に限らないことを明示した。
持分法会計基準案 本会計基準の公表に伴う他の会計基準等についての修正		
他の基準の改正の方法 (基準案第 27 項)	会計基準案第 27 項に「本会計基準の公表に伴う他の会計基準等についての修正」が記載されているが、ここに載っている要修正箇所はそれぞれの会計基準をすみやかにアップデートしていくということによいか、確認したい。	当委員会では、新たな会計基準等の公表に伴う他の会計基準等の修正について、修正の対象となる他の会計基準等は、遅滞なく修正を反映し、ホーム・ページで公表することとしている。 なお、3 月 10 日に「持分法に関する会計基準」を公表した際に、これら修正される他の会計基準等についても、併せて公表を行っている。
実務対応報告案 非連結子会社の取扱い		
非連結子会社の取扱いの明確化 (実務対応報告案 脚注 1)	実務対応報告案は、持分法会計基準において、持分法を適用する関連会社と非連結子会社について会計処理を統一することとされたことに対するものであるので、非連結子会社についても当該実務対応報告案の範疇であることを、脚注ではなく本文で明示した方がわかりやすいと思うが、どうか。	コメントを踏まえて、本文中に明示した（最終の実務対応報告「本実務対応報告の考え方」(4) 参照）。
実務対応報告案 当面の取扱い（監査・保証実務委員会報告第 56 号の取扱い）		
監査・保証委員会報告第 56 号は会計基準等ではないため、参照すべきでない	実務対応報告案では、当面の間、監査・保証実務委員会報告第 56 号（以下「第 56 号」という。）に定める会計処理の統一に関する取扱いに準じて行うことができるものとする、としているが、第 56 号を参照するのではなく、実務対応報告の中で規定すべきである。 【理由】第 56 号は、「連結財務諸表原則」及び「同注解」の改訂を受け、連結財務諸表作成に際しての親子会社間の会計処理の統	コメントの趣旨は、本実務対応報告案の適用時期等(4)にある「本実務対応報告の適用にあたり・・・監査・保証実務委員会報告第 56 号については、改正を検討することが適当である」という記述が、具体的にどのような改正をすべきであるのか不明瞭であるため、日本公認会計士協会が第 56 号の改正を行うのではなく、実務対応報告の中で具体的に改正すべきというものと考えられる。 コメントの趣旨を踏まえ、文案を修正し、実務対応報告案と第 56

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	一に関する当面の監査上の取扱いを明らかにしたものであり、会計基準等ではない。 したがって、実務対応報告が第56号を参照するのではなく、実務対応報告の中で独自に当面の取扱いを定めるべきである。	号が整合していない部分について改正が必要となることを明示することとした（本実務対応報告案「適用時期等」（4）参照）。整合しない部分の具体例としては、第56号2.なお書きに記載された、持分法を適用する非連結子会社について、原則として統一不要とする部分が考えられる。 なお、日本公認会計士協会が公表する監査・保証実務委員会報告などの委員会報告は、「会員の業務の実務指針」として位置づけられており、法的拘束力はないものの、監査人の判断を実質的に拘束するものと考えられ、会計処理及び表示についての取扱いを内容とするものは、一般的に会計基準等と解釈されている。
監査・保証委員会報告第56号自体を見直すべきである	当面の取扱いは、監査・保証実務委員会報告第56号（以下「第56号」という。）の取扱いに準じて行うものとされているが、そもそも第56号に定められた国内子会社に対する当面の取扱いについて、ASBJでその考え方を実務対応報告の中で明確に示す必要があると思われる。 また、その中で、以下の場合、極めて困難な場合に関する取扱いに差異があっても許容されるのか、される場合にはその具体的な内容と理由を定めるべきと思われる。 ・ 子会社と関連会社に対する扱い ・ 国内会社と在外会社に対する扱い ・ 年度決算と四半期 その上で、統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、第56号の「統一しないことに合理的な理由がある場合」に該当することとされているが、「極めて困難と認められるとき」に該当するかどうかの考え方や具体的な例をもう少し詳しく記載してはどうか。	本プロジェクトは、持分法適用関連会社の会計処理の統一に係る取扱いを整理することを目的としており、その前提として、連結子会社に係る取扱いを踏襲することとしている。したがって、連結子会社の取扱いである第56号の定めの見直しは、本プロジェクトの対象範囲外である。 なお、連結子会社の取扱いについては、将来的に「東京合意」に基づいたコンバージェンス・プロジェクトの中で見直しが検討されることが考えられる。 統一のために必要な情報の入手が極めて困難という状況は、通常子会社の場合には考えられない。 また、そうした状況は国内、在外関連会社を問わずに生じることがあり得るが、どのような場合がこれにあたるかを画一的に示すことは困難であるため、本実務対応報告案の中では、例示を行うにとどめている。
実務対応報告案	当面の取扱い（例示の取扱い）	
例示を明瞭化すべき	適用する会計処理について「統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められる時」は「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたることとされているが、「目的」部分でも触れられているように「投資会社が筆頭株主でない場合」等のその具体的	本実務対応報告案に示した、「統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるか否かの判断については、個々の状況ごとに行われることとなり、どのような場合がこれにあたるかを画一的に示すことは困難であるため、本実務対応報告案の中では、典型的

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	な該当例を示してほしい。また、持分法適用会社から「統一のために必要な情報」をタイムリー且つ正確に入手できないことも想定されることから、柔軟な対応をとれる基準となるように配慮願いたい。 「統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難」の例示に関し、在外関連会社の場合の記述があるが、国内関連会社の場合も在外関連会社の場合と同様であるので、「在外関連会社の場合で」を削除するなどの修正を行うべきである。また、対等な立場での合弁会社の場合にも同様な困難性があることを考慮してほしい。 上記を含め、通常、「統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難」と考えられるケースについては、実務において作成者と監査人との間で認識の相違が生じないように、具体的に例示すべきである。 第 1 段落 3 行目での例示の記載において、「在外関連会社の場合で、」は、「公開会社の株式を追加取得することで関連会社としたとき」まで係るのかどうか確認したい。 連結財務諸表作成会社の会計方針（会計処理の原則及び手続）について、持分法適用の関連会社にも統一を要求することに同意する。しかしながら、次の①及び②のようなケースでは、事実上、会計方針の統一をできないことが想定される。このため、実務対応報告案の「当面の取扱い」のなお書きに示されている「統一しないことに合理的な理由がある場合」については、「統一できないことに合理的理由がある場合を除き、統一する」と規定すべきと考える。 なお、実務対応報告案の「本実務対応報告の考え方(2)」において、在外関連会社のケースが例示されているが、次の①及び②のケースについても、例示してほしい。 ① 関連会社に支配株主（会社）が存在し、当該支配株主の採用する会計方針へ統一する決定がなされた場合 ② 合弁事業として運営されている関連会社で、共同事業会社との支配が 50% ずつであることから、両者において関連会社と判定されており、かつ、他の事業会社の採用する会計方針がより	なケースの例示を行うにとどめている。なお、すべての状況を例示することも困難であるため、文案の中では「例えば」と断りを置いて、一例にすぎないことを示している。 本実務対応報告案で示した、「在外関連会社の場合で」という記述は、上述のとおり一例を示したにすぎず、在外関連会社に限ることを意図するものではない。コメントを踏まえ、こうした趣旨が明瞭になるように追加記載をした（最終の実務対応報告 脚注 1 参照）。 (上記コメント参照) (上記コメント参照)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	合理的と判断された場合	
実務対応報告案	当面の取扱い（その他）	
当面の取扱いを適用した場合、その旨を開示すべき	実務対応報告案を適用して、投資会社及び持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続が統一されていない場合、詳細な情報の入手が困難である等について開示を求めているかどうか。	本実務対応報告案における当面の取扱いは、子会社の当面の取扱いを踏襲したものとなっている。子会社の取扱いでは、監査・保証委員会報告第 56 号に定める「統一しないことに合理的な理由がある場合」についての注記が求められていないため、本実務対応報告においても特段の対応は示していない。
統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときの定めは、関連会社に限定することを明示すべき	統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、統一しないことに合理的な理由がある場合に当たるものとするという当面の取扱いの範囲を明確にする必要がある。 【理由】実務対応報告案の脚注 1 では、非連結子会社について会計処理を統一する場合の考え方も、本実務対応報告と同様となる、と記載されている。 前半の「当面の取扱い」の記載では、統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたる旨の記載を関連会社に限定していない。一方、後半の「本実務対応報告の考え方」(2)では、当該当面の取扱いを関連会社に固有の取扱いとしている。このため、当該取扱いは関連会社に限定されることを、後半部分だけでなく、前半部分においても明示することが必要である。 また、「本実務対応報告の考え方」(2)の表題では当面の取扱いを在外関連会社に限定しておらず、例示においては在外関連会社のみについて記載している。統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難なケースは在外関連会社だけに限定されるとは考えられないため、例示を在外関連会社に限定すべきではないと考える。	コメントを踏まえ、本実務対応報告「当面の取扱い」の文案を修正することとした（最終の実務対応報告「本実務対応報告の考え方」(4)参照）。
実務対応報告案	重要性の考え方	
表現を改めるべき	重要性の考え方についての記述のうち、「連結財務諸表上の諸数値に基づいて判断されることとなり」と「一般的には、当期純利益が考えられている」との関係が明確になるようにしてほしい。監査・保証委員会報告第 56 号の QA3 のように、「連結財務諸表上の諸数値に基づいて判断されることとなる。一般的には、当期純利益が考え	コメントを踏まえ、表現を修正した。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
重要性の数値基準の必要性	「重要性については、「連結財務諸表上の諸数値に基づいて判断されることとなり、また、一般的には、当期純利益が考えられている。このため、関連会社の純利益に持分比率を乗じたものに重要性が乏しい場合、統一を行わないことができると考えられる。」とあるが、当期純利益における重要性の判断において、指針となりうる基準（たとえば数値基準）について、実務上の混乱を避けるためにももう少し詳しく説明してほしい。	数値基準等の設定は、デメリットの方が大きいため、設けないこととした。
実務対応報告案 設例		
設例の簡素化	本実務対応報告案の設例は、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」で記載されているように、簡便的な内容とし、設例を示すことの本来の目的が明確になるよう、設例の内容を見直す必要がある。 【理由】設例を示す目的は、実務対応報告で示された内容について理解を深めるためであると考ええる。実務対応報告第 18 号においても同様の趣旨で設例が示されていると考えるが、これと比較した場合、本実務対応報告案で設定されている事例は複雑であり、本来の趣旨が不明瞭になっているものと思われる。 例えば、[設例 1] では、在外関連会社 A 社の財務諸表に計上されている「のれん」の処理を修正する場合の会計処理を説明するものであるから、実務対応報告第 18 号のように、A 社の財務諸表を修正することについて説明すれば足りるものと考ええる。しかし、本実務対応報告は P 社における会計処理まで説明しているため、事例が複雑になっていると考える。	実務対応報告第 18 号と本実務対応報告案の設例を比較した場合、①連結子会社と持分法適用会社という相違、②每期行われる修正と過去の情報を一括して処理する適用初年度に特有の修正という相違がある。 したがって、一概に実務対応報告第 18 号と比較はできないと考えられるが、コメントを踏まえて一定の簡略化を図った。
記載誤り	設例 2 において、「連結修正」の解説で前提にない「C 社」が突然現れるので理解しにくい解説となっていることから前提の精査をすべきである。 また、設例にある単位が円の単位をすべて「千円」単位となっているが、1 ユーロ＝100 円で行っているため、単位は全て「円」が正解である。ユーロを千ユーロ単位とするか、円の単位表示を修正するかのどちらかの対応をすべきである。	コメントを踏まえ、修正した。

実務対応報告案 その他		
実務対応報告案の適用後 2 年程度を目途に改廃を含めて再度検討すべきかについての意見	本公開草案の概要の「その他」において、本実務対応報告案の見直し時期についてのコメントを募集しているが、「当面の取扱い」の改廃に関しては、特に時期に拘ることなく、国際的な会計基準のコンバージェンスに歩調を合わせながら、2 年という期間にこだわることなく柔軟に改廃を考えるべきだと考える。 コメントの募集の「その他」に、実務対応報告案の適用後 2 年程度をめどに改廃を含めて再度検討する意見について述べられているが、2011 年までに「東京合意」に基づいてコンバージェンスを加速する予定であることから、本公開草案についてだけ再検討の意見を示す必要はないと考える。 当該実務対応報告適用後 2 年程度を目途に改廃を含めて再度検討を行うものとして時点をあえて定めるまでもなく、将来的にコンバージェンスの進捗による会計基準の設定・改正等の状況を踏まえて、当該実務対応報告の改廃の検討を行うことになると思うが、どうか。 当協会は、2011 年までに日本基準と国際財務報告基準とのコンバージェンスを達成するという「東京合意」に基づき、貴委員会が精力的にコンバージェンス・プロジェクトに取り組まれていると評価している。したがって、今後当該プロジェクトの進行の結果として、会計基準等の見直しが順次行われていくものと理解している。	コメントの趣旨を踏まえ、特に見直しを行う時期を特定しないこととした。
実務対応報告第 18 号の修正 6 項目の定めを凍結すべき	「東京合意」を踏まえれば、実務対応報告案に関して、以下の手順による導入が図られるべきであると考えます。 ① 実務対応報告案導入に先立ち、実務対応報告第 18 号における「6 項目の修正」について、その条項を 2011 年まで凍結する。 ② その上で、在外関連会社の会計処理の原則及び手続が統一されているかどうかの判断基準として、実務対応報告案において実務対応報告第 18 号の準用を認める。	本会計基準案は投資会社と持分法を適用する被投資会社の会計処理の統一を対象としており、在外子会社の会計処理の統一の論点は対象範囲外である。 なお、実務対応報告第 18 号は EU 同等性評価への対応の必要性などから、在外子会社について従来の取扱いを改め、親会社と会計処理を統一することを求めるものである。そして、統一の方法の一つとして、6 項目の修正を前提に、在外子会社が IFRS 又は米国会計基準を採用する場合に、連結上でそれを利用する方法を認めている。したがって、

		6 項目の修正なしには会計処理が実質的に統一されていると評価できないため、その凍結は考えづらいと考えられる。
--	--	--

以 上